

小作協調細則

法人協調會福岡出張所

相人協調會福岡出張所

第一條 協調委員會は必要に應じ收獲前豫め地域を定め坪刈又は其他の方法を以て作柄を判定し査定標準を定むるものとす

第二條 組合員にして調停の申出を爲さんとする場合は凶作不作の小作料減免に關し收穫一週間前述に其他の件に關しては適宜に委員長に届出すべし期日前届出を怠りたる者は組合關係者に於て減免を行はざるものとす

第三條 凶作不作の小作料減免調停の申出ある時は當年の査定標準に從ひ協調委員會に於て其の減免率を定め關係者に通知するものとす

第四條 凶作不作に關する減免率を定むると左の如し

- 一、規定の附口米を參照して其の率を定む
- イ、凶作不作と稱するは不可抗力に起因する損害減收を稱し